

# 告 示

## 埼玉県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三二六番三、三四六番六

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地とするため